

附則

この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律附則第一条に規定する政令で定める日から施行する。

県立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十月十六日

広島県知事 藤田雄山

広島県条例第四十九号

県立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

県立学校の授業料等に関する条例（昭和三十一年広島県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表中	学部	一七、〇〇〇	学生として入学を志願する者
大学院の 研究科	学部	三〇、〇〇〇	学生として入学を志願する者

を

学部	一七、〇〇〇	学生（編入学生を除く。）として入学を志願する者
大学院の 研究科	三〇、〇〇〇	学生（編入学生に限る。）として入学を志願する者
大学院の 研究科	三〇、〇〇〇	学生として入学を志願する者

に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

消防職員等に対する賞しゆつ金の授与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十月十六日

広島県知事 藤田雄山

広島県条例第五十号

消防職員等に対する賞しゆつ金の授与に関する条例の一部を改正する条例

消防職員等に対する賞しゆつ金の授与に関する条例（昭和四十二年広島県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に、「第十五条の二第二項」を「第十九条第一項」に改め、同条第四号中「第十七条」を「第二十四条」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

広島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十月十六日

広島県知事 藤田雄山

広島県条例第五十一号

広島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例

広島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例（平成十七年広島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の広島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の規定は、平成十八年十月一日から適用する。

広島県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十月十六日

広島県知事 藤田雄山

広島県条例第五十二号

広島県屋外広告物条例の一部を改正する条例

第一条 広島県屋外広告物条例（昭和二十四年広島県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二十四条に見出しとして「(両罰規定)」を付し、同条中「事務に関し、前二条」を「業務に関して第四十条から前条まで」に、「外」を「ほか」に改め、同条を第四十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(過料)

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第二十八条第一項の規定による届出を怠つた者
- 二 第三十二条の規定による標識を掲げない者
- 三 第三十三条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

第二十三条中「左の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に改め、第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、同条を第四十四条とする。

第二十二條の前の見出しを削り、同条中「左の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に改め、同条第三号及び第四号を次のとおり改める。

- 三 第二十六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 四 第三十一条第一項の規定に違反して業務主任者を選任しなかつた者

第二十二條第五号及び第六号を削り、同条を第四十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第三十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第二十一条の六第一項中「第二条第一項の規定による許可を受けようとする者又は第二十一条の三第一項の規定による講習会の講習を受ける者は、次の各号に掲げる区分に従い、」を「次の各号に掲げる申請をし、又は講習会の講習を受けようとする者は、そ

れぞれ」に改め、同項第一号中「屋外広告物等表示・設置許可申請手数料」を「第二条第一項の規定による広告物等表示・設置許可の申請」に改め、同項第二号中「講習手数料」を「第三十条第一項の規定による講習会の講習の受講」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二 第二十二條第一項の規定による屋外広告業の登録又は同条第三項の規定による屋外広告業の更新の登録の申請 一件につき一万円

第二十一条の六第二項中「前項第二号」を「前項第三号」に、「第二十一条の三」を「第三十条第一項」に改め、同条を第三十八条とし、同条の次に次の三条を加える。

(規則への委任)

第三十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第一項又は第三項の規定に違反して登録を受けずに屋外広告業を営んだ者

二 偽りその他不正の手段により第二十二條第一項又は第三項の登録を受けた者

三 第三十五条第一項の規定による営業の停止の命令に違反した者

第四十一条 第十七条又は第十八條の規定による知事の命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

(登録の取消し等)

第三十五条 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

- 一 偽りその他不正の手段により第二十二條第一項又は第三項の登録を受けたとき。

二 第二十五条第一項第二号又は第四号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき。

三 第二十六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

（屋外広告業者監督処分簿の備付け等）

第三十六条 知事は、屋外広告業者監督処分簿を備え、これを一般の閲覧に供するものとする。

2 知事は、前条第一項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の日、内容その他規則で定める事項を記載しなければならない。

（報告徴収及び立入検査）

第三十七条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、県の区域内で屋外広告業を営む者に対して、その営業につき、必要な報告をさせ、又はその職員に、営業所その他営業に係る場所のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二十一条の四を削る。

第二十一条の三中「知事は」の下に「規則で定めるところにより」を加え、同条を第三十条とし、同条の次に次の三条を加える。

（業務主任者の選任）

第三十一条 屋外広告業者は、第二十三条第一項第二号の営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

一 法第十条第二項第三号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

二 前条第一項の講習会の課程を修了した者

三 他の都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として行う講習会の課程を修了した者

四 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であつて広告美術仕上げに係るもの

五 知事が前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務を総括するものとする。

一 この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関する業務

二 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関する業務

三 第三十三条に規定する帳簿に記載する事項のうち規則で定めるものの記載に関する業務

四 前三号に掲げるもののほか、所属営業所における業務の適正な実施の確保に関する業務

（標識の掲示）

第三十二条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第二十三条第一項第二号の営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、氏名又は名称、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

（帳簿の備付け等）

第三十三条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第二十三条第一項第二号の営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

第二十一条の二を削る。

第二十一条の次に次の八条を加える。

(登録)

第二十二條 県の区域(広島市及び福山市の区域を除く。以下同じ。)内において屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、五年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があつた場合において、第二項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第二十三條 前条第一項又は第三項の規定により登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を知事に提出しなければならない。

一 住所、商号及び氏名(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

二 県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地

三 法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準じる者をいう。以下同じ。)の氏名

四 未成年者にあつては、その法定代理人の住所及び氏名

五 第二号の営業所ごとに選任される業務主任者(第三十一条第一項に規定する業務主任者をいう。第二十五条第一項第七号において同じ。)の氏名及び所属営業所名
2 前項の登録申請書には、登録申請者が第二十五条第一項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第二十四條 知事は、前条の規定による書類の提出があつたときは、次条第一項の規定

により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第二十五条 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第二十三条の登録申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第三十五条第一項の規定により登録を取り消され、その処分があつた日から二年を経過しない者

二 屋外広告業者(第二十二條第一項又は第三項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが第三十五条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があつた日前三十日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの

三 第三十五条第一項の規定により営業の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者

四 法に基づく条例又はこれに基づく処分違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
五 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

六 法人でその役員のうち第一号から第四号までのいずれかに該当する者があるもの

七 第二十三条第一項第二号の営業所ごとに業務主任者を選任していない者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、

その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第二十六条 屋外広告業者は、第二十三条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、規則で定めるところにより、変更の日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならぬ。

2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項が前条第一項第五号から第七号までのいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、届出があつた事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3 第二十三条第二項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第二十七条 知事は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供するものとする。

(廃業等の届出)

第二十八条 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日(第一号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者

三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人

五 県の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であつた個人又は

屋外広告業者であつた法人を代表する役員

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第二十九条 知事は、屋外広告業者の登録がその効力を失つたとき、又は第三十五条第一項の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは、当該屋外広告業者の登録を屋外広告業者登録簿から抹消しなければならない。

別表第二中「(第二十一条の六関係)」を「(第三十八条関係)」に改める。

第二条 広島県屋外広告物条例の一部を次のように改正する。

第四十六条を第四十七条とする。

第四十五条中「第四十条」を「第四十一条」に改め、同条を第四十六条とする。

第三十九条から第四十四条までを一条ずつ繰り下げる。

第三十八条の次に次の一条を加える。

(景観行政団体が処理することとする事務の範囲等)

第三十九条 法第二十八条の規定により、法第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定に基づく条例の制定及び改廃に関する事務は、尾道市が処理することとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の広島県屋外広告物条例(以下「旧条例」という。)第二十一条の二第一項の規定による届出をして屋外広告業を営んでいる者については、この条例の施行の日から起算して六月を経過する日までの間(当該期間内にこの条例による改正後の広島県屋外広告物条例(以下「新条例」という。))第二十五条第一項の規定による登録の拒否の処分があつたときは、その日までの間)は、新条例の規定にかかわらず、登録を受けないで、なお従前の例により、引き続き屋外広告業を営むことができる。その者が当該期間内に新条例第二十三条第一項の規定による登録の申請をした場合において、当該期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も同様とする。

3 この条例の施行の際現に旧条例第二十一条の四第一項に規定する講習会修了者等である者については、新条例第三十一条第一項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。

4 この条例の施行前にした行為及び第二項の規定によりなお従前の例によることとされる

場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十八年十月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第五十三号

広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

広島県港湾施設管理条例(昭和二十八年広島県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一重要港湾の表臨港交通施設の部中

一四時間までごとに

車体の長さ五メートル未満

一、五〇〇円以内で
知事が定める額

を

二四時間までごとに

車体の長さ五メートル未満

二、五〇〇円以内で
知事が定める額

に、

車体の長さ九メートル以上

二、二八〇円以内で
知事が定める額

を

車体の長さ九メートル以上

二、二八〇円以内で
知事が定める額

時間利用券

車体の長さ五メートル未満

一時間までの駐車料に相当する額の時間利用券

一枚つづり

六〇枚つづり

一〇〇枚つづり

二、二〇〇円以内で
知事が定める額

一、五五〇円以内
で知事が定める額

一八、七〇〇円以内
で知事が定める額

三〇〇枚つづり

一時間を超える場合超える時間三〇分まで
ごとの駐車料に相当する額の時間利用券

一枚つづり

六〇枚つづり

一〇〇枚つづり

三〇〇枚つづり

四九、五〇〇円以内
で知事が定める額

に改め、

一、二〇〇円以内で
知事が定める額

六、三〇〇円以内で
知事が定める額

一〇、二〇〇円以内
で知事が定める額

二七、〇〇〇円以内
で知事が定める額

同表旅客施設の部中「二平方メートル一時間」を「一時間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十八年十月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第五十四号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和二十九年広島県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表広島県広島北警察署の項中「広島県広島北警察署」を「広島県安佐南警察署」に改め、同表広島県西条警察署の項中「広島県西条警察署」を「広島県東広島警察署」に改め、同表広島県可部警察署の項中「広島県可部警察署」を「広島県安佐北警察署」に改め、同表広島県吉田警察署の項中「広島県吉田警察署」を「広島県安芸高田警察署」に改め、同表広島県加計警察署の項中「広島県加計警察署」を「広島県山県警察署」に改め、同表広島県甲山警察署の項中「広島県甲山警察署」を「広島県世羅警察署」に改める。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

知事の附属機関の設置に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十八年十月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第五十五号

知事の附属機関の設置に関する条例を廃止する条例

知事の附属機関の設置に関する条例(昭和二十七年広島県条例第五十五号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

広島県食育基本条例をここに公布する。

平成十八年十月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第五十六号

広島県食育基本条例

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十条)

第二章 基本的施策(第十一条—第二十条)

第三章 広島県食育推進会議(第二十一条—第二十五条)

附則

「食」は、生命の源であり、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性をはぐくむ基礎となるものである。

近年、「食」を取り巻く環境は大きく変化している。本県の食料自給率は全国平均を大きく下回っているものの、全国で初めて農林水産物のトレーサビリティシステムによる認

証制度を創設するなど、県民の食に対する安心と信頼の確保に努めてきた。

一方、県民の多様なライフスタイルの選択等に起因して、「食」の大切さに対する意識、特に、食生活が自然の恩恵の上に成り立ち、また、「食」に関わる人々の様々な活動に支えられていることについての感謝の念が希薄になり、健全な食生活が失われつつあるなど、危機的状況を迎えていると言っても過言ではない。

今こそ、知育、徳育及び体育の基礎であり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。

すべての県民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと豊かに暮らすためには、家庭、学校、保育所、農林漁業者、食品関連事業者、消費者団体、行政機関等食育に関わる人々が、食育に関する相互の理解を深め、それぞれの立場から食育の推進に努めることが不可欠である。

このような認識に基づき、食育に関する基本理念を共有し、県、事業者及び市町並びに県民の協働と連携により、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、食育に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民、教育関係者等、農林漁業者等及び食品関連事業者等の役割を明らかにするとともに、食育の推進のための施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康で豊かな生活の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「教育関係者等」とは、教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する団体をいう。

2 この条例において「農林漁業者等」とは、農業(畜産業を含む。)、林業又は漁業(以下「農林漁業」という。)を営む者及び農林漁業に関する団体をいう。

3 この条例において「食品関連事業者等」とは、食品の製造、加工、流通、販売又は食
 事の提供(以下「食品関連事業」という。)を行う事業者及び食品関連事業に関する団
 体をいう。

(基本理念)

第三条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現す
 ることにより、県民の心身の健康増進と豊かな人間形成に資するよう推進されなければ
 ならない。

2 食育を推進するための活動は、県民、民間団体及び事業者の自発的意思を尊重し、県
 民その他の地域を構成する多様な主体の協働及び連携により展開されなければならない。

3 食育は、地域の伝統的な食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた
 食料の生産及び消費等に配慮し、生産者と消費者との交流の促進、農林水産物の生産さ
 れた地域内での利用及び消費の促進を図るとともに、食品の安全性などの食に関する幅
 広い情報の提供による適切な食生活の実践に資するよう推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育
 の推進のための総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

(県民の役割)

第五条 県民は、食育の推進において、家庭が重要な役割を担っていることを認識した上
 で、食に関する知識を深めるとともに、生活のあらゆる分野において、生涯にわたり健
 全な食生活の実現を図るよう努めるものとする。

(教育関係者等の役割)

第六条 教育関係者等は、食育における教育の重要性を認識した上で、あらゆる機会及び
 場所を利用して、積極的に食育の推進を図るよう努めるものとする。

(農林漁業者等の役割)

第七条 農林漁業者等は、食育における食料生産の重要性を認識した上で、安全な食料の
 供給を行うとともに、農林漁業に関する多様な体験機会の提供を通じ、自然の恩恵及び
 食に関わる人々の活動に対する県民の理解が深まるよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の役割)

第八条 食品関連事業者等は、食品の安全性の確保が健全な食生活の基盤であることを認
 識した上で、安全な食品を提供し、食に関する情報を提供するとともに、積極的に食育
 の推進に努めるものとする。

(市町との連携)

第九条 県は、地域における個性を生かした食育に関する施策を推進するため、市町が食
 育推進計画(食育基本法(平成十七年法律第六十三号)第十八条第一項に規定する計画
 をいう。)を作成するに当たって必要な助言を行うとともに、市町との連携を図るもの
 とする。

(財政上の措置)

第十条 県は、食育の推進のために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(広島県食育推進計画)

第十一条 広島県食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を
 図るため、食育基本法第十七条第一項の規定に基づき、広島県食育推進計画(以下「推
 進計画」という。)を作成するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進す
 るために必要な事項

(家庭、職場及び地域社会における食育の推進)

第十二条 県は、家庭における健全な食習慣の確立がなされるよう、食育の推進を図るた
 めに必要な施策を講じるものとする。

2 県は、職場及び地域社会における食生活の改善を推進し、県民の健康を増進するため、
 専門的知識を有する者の活用等必要な施策を講じるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第十三条 県は、子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長を図るため、学校、保育所等における教育活動、保育等の一環として行われる農場等での実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等の様々な体験活動等を通じて、食料の生産、食品の安全性、食の大切さ等についての理解を促進し、食と健康に関する知識を生活に生かす実践力を育てるよう必要な施策を講じるものとする。

(地域における食生活改善のための取組の推進)

第十四条 県は、健康的で豊かな食生活を営む上で必要な知識及び経験を地域において普及させるため、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアの育成に努めるものとする。

2 県は、前項に定めるボランティアが行う活動を支援するとともに、当該ボランティアの連携した活動が推進されるよう努めるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進等)

第十五条 県は、食品関連事業者等による情報の提供、消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が行う食育の推進に関する活動、生産者と消費者の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進など、食に対する県民の理解と関心の増進を図るものとする。

2 県は、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用の促進等により、県内で生産された農林水産物が県内において積極的に消費されるよう努めるものとする。

(食文化の継承のための取組の促進)

第十六条 県は、地域の特色ある伝統的な食文化の継承を推進する取組を促進するよう努めるものとする。

(食の安全性、食育に関する情報提供及び普及啓発)

第十七条 県は、食の安全及び安心に関する情報並びに食育に係る活動に関する情報を、迅速かつ的確に提供するとともに、食育の推進に関する普及啓発に努めるものとする。

(食育推進運動の展開)

第十八条 県は、県民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等、民間団体等が行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互の緊密な連携により展開されるとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう努めるものとする。

(ひろしま食育の日及びひろしま食育ウィーク)

第十九条 県内の食育の推進に関する普及啓発を図るため、十月十九日をひろしま食育の日とし、当該日の属する週をひろしま食育ウィークとする。

(顕彰)

第二十条 県は、食育の推進に関する活動の一層の促進を図るため、食育の推進に功労のあった者の顕彰に努めるものとする。

第三章 広島県食育推進会議

(広島県食育推進会議)

第二十一条 食育基本法第三十二条第一項の規定に基づき、推進計画の作成及びその実施の推進のため、広島県食育推進会議(以下「食育推進会議」という。)を設置する。

(組織等)

第二十二条 食育推進会議は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、食育に関して知識と経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第二十三条 食育推進会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、食育推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第二十四条 食育推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 食育推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 食育推進会議の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第二十五条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

広島県文化芸術振興のまちづくり推進条例をここに公布する。

平成十八年十月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第五十七号

広島県文化芸術振興のまちづくり推進条例

文化芸術は、人間が人間らしく生きるための糧であり、人間が協働し、共生する社会の基盤となるものであって、その役割の重要性は今後とも変わることはない。

広島県には、中国山地から瀬戸内海にいたる豊かな自然と、交通交易の要衝の地として栄えた歴史があり、それぞれの地域において個性豊かな文化がはぐくまれてきた。中四国地方では唯一、厳島神社と原爆ドームという二つの世界遺産を有し、多彩な文化人・芸術家を輩出してきた文化の中枢県である。

今、平成の大合併を経た県内各地域では、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し発展させるとともに、新たな文化芸術の創造に取り組むことが求められている。

また、いわゆる団塊の世代をはじめとした定年退職後の高齢者等の活力を、地域における文化芸術活動に生かしていくことが課題となっている。

県内各地域における文化芸術の振興を図り、その拠点施設の有効活用を推進するために、県民をはじめ、民間団体、大学等、行政、経済界などの多様な主体が一体となった取組を進める必要がある。

本県における文化芸術の一層の発展のため、これら多様な主体による自主的な取組を進めるとともに、相互の交流と連携によって文化芸術の振興によるまちづくりを推進し、もって活力ある広島県の創造に寄与するため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、文化芸術の振興によるまちづくりの推進に関する基本方針を定め、県、県民、文化芸術施設、大学等及び民間団体の役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興を担う多様な主体の協働及び連携を推進することにより、もって文化芸術の振興による個性豊かで活力のある地域社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「文化芸術」とは、文学、音楽、美術、演劇、舞踊その他の芸術、伝統芸能、伝統的な年中行事、文化財その他の伝統文化、茶道、華道、囲碁、将棋その他の生活文化等をいう。

2 この条例において「大学等」とは、大学その他の教育研究機関をいう。

3 この条例において「民間団体」とは、民間企業、特定非営利法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第一条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。)その他の民間団体をいう。

(基本方針)

第三条 文化芸術の振興によるまちづくりに当たっては、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。)の自主性及び創造性が十分に尊重されるとともに、多様な文化芸術の振興が図られるよう、県、県民、文化芸術施設、大学等及び民間団体がそれぞれの役割を担い、相互の協働及び連携により推進されなければならない。

2 文化芸術の振興によるまちづくりに当たっては、文化芸術は、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会を形成し、将来にわたる豊かな住民生活の実現のために、特に重要であるという認識に基づき、担い手となる人づくりを推進するとともに、文化芸術を将来の世代に引き継ぐよう努められなければならない。

(県の役割)

第四条 県は、前条に規定する基本方針（以下「基本方針」という。）のっとり、次代を担う子どもから高齢者に至るまでのすべての世代の県民が、文化芸術に親しみ、自主的かつ主体的な活動を活発に行うことができるよう施策の推進に努めるものとする。

2 県は、文化芸術の振興を支援する人材の育成を図るとともに、文化芸術の振興を担う多様な主体の協働及び連携の推進に努めるものとする。

3 県は、高齢者が、豊富な知識及び経験を生かし、地域の文化芸術活動に積極的な役割を果たすことができるよう環境の整備に努めるものとする。

（県民の役割）

第五条 県民は、基本方針にのっとり、自らが文化芸術の担い手であることを自覚し、その活力と創意を生かしつつ、自主的かつ主体的な文化芸術活動を通じて、文化芸術を振興する役割を果たすよう努めるものとする。

（文化芸術施設及び大学等の役割）

第六条 文化芸術施設及び大学等は、基本方針にのっとり、その有する専門知識、人材、設備等を生かして、文化芸術活動への支援等を行うことにより、文化芸術を振興する役割を果たすよう努めるものとする。

（民間団体の役割）

第七条 民間団体は、基本方針にのっとり、文化芸術活動への支援に努めるとともに、事業活動を通じて、文化芸術を振興する役割を果たすよう努めるものとする。

（市町との連携）

第八条 県は、文化芸術の振興に関する施策の実施に当たって、市町との連携に努めるとともに、必要に応じて、市町相互間の連携による施策の推進を図られるよう協力及び支援に努めるものとする。

（文化芸術に関するボランティア活動の推進）

第九条 県は、文化芸術に関するボランティアの活動を推進するとともに、当該ボランティア活動の充実を図られるよう努めるものとする。

（合併地域における文化芸術活動の推進）

第十条 県は、市町村の合併が行われた地域（以下「合併地域」という。）における文化

遺産及び伝統文化の保存、継承並びに活用を推進するため、県民、民間団体及び大学等並びに市町と連携し、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 県は、合併地域の一体化を促進する新たな文化の創造に取り組む市町に対し、必要な助言及び支援を行うよう努めるものとする。

（情報の収集及び提供）

第十一条 県は、県民の文化芸術活動の促進及び優れた地域文化芸術の形成に資するため、情報通信の技術の積極的な活用等により、文化芸術に関する情報の収集及び提供に努めるものとする。

（民間団体等の支援活動の促進）

第十二条 県は、文化芸術活動に対して個人又は民間団体が行う対価を求めない支援活動が文化芸術の振興に果たす役割の重要性にかんがみ、その活動を促進するための普及啓発、情報提供その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（協働連携による文化芸術活動の推進）

第十三条 県は、県民、文化芸術施設、大学等及び民間団体が行う文化芸術活動が、地域の特性を生かしつつ、相互の緊密な連携により展開されるとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう努めるものとする。

（顕彰）

第十四条 県は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者その他文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。